

# みのお地域クラブ活動推進計画

令和8年（2026年）1月  
箕面市教育委員会

1. みのお地域クラブ活動を推進する目的	
(1) みのお地域クラブ活動を推進する目的	P2
2. みのお地域クラブ活動を推進するにあたっての基本的な考え方	
(1) みのお地域クラブ活動を推進するにあたり大切にしていこうと	P4
(2) みのお地域クラブの位置づけ	P4
(3) みのお地域クラブ活動推進のスケジュール	P6
(4) 市教育委員会とみのお地域クラブとの役割分担について	P6
3. みのお地域クラブ活動の認定要件	
(1) みのお地域クラブ活動の認定要件	P8
(2) みのお地域クラブ活動における安心・安全の取組方針	P12
(3) みのお地域クラブ活動における認定要件の経過措置	P13
(4) 認定期間	P13
(5) 指導助言及び認定取消要件等	P13
4. 指導者の登録制度	
(1) 指導者の登録制度	P15
5. 市教育委員会からの情報公開	
(1) 生徒等やその保護者に対する周知	P16
(2) みのお地域クラブの認定取消に関する情報公開	P16
6. みのお地域クラブの目標値	
(1) みのお地域クラブの種目数と受入可能人数の目標値	P17
7. 参考資料	
(1) 部活動関係法令等	P18
(2) 子ども達の放課後・休日の過ごし方アンケート	P20
(3) 箕面市教員を対象にしたアンケート	P23

## 1. みのお地域クラブ活動を推進する目的

### (1) みのお地域クラブ活動を推進する目的

中学校（本計画においては「施設一体型小中一貫校」も含む。以下同じ。）の部活動は、生徒の体力や技能の向上を図るだけでなく、自主的・主体的な参加による活動を通じて、互いが協力し合い、目標に向かって努力することで、責任感や協調性を育み、また、目標を達成する過程で得られる成功体験により、自己肯定感が高まり、次の挑戦への意欲が引き出されるなど、生徒の人格形成や非認知能力の向上においても非常に重要な役割を担ってきました。

しかしながら、全国的に少子化が進んできており、一つの中学校単位では十分に部活動を行うことができないという学校が増えてきていることから、近年、国としても部活動の地域展開の取組を強力に推進し始めています。本市においても、特に団体競技の部活動種目について、一つの中学校では試合に参加できないなどの状態が生じ始めており、今後さらに少子化が進むことを考慮すれば、学校単位で行う部活動という制度の維持・運営は、ますます困難になるものと考えられます。

また、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」（令和2年9月 文部科学省）において「部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられている」と明記され、「中学校学習指導要領解説」（令和6年12月一部改訂 文部科学省）においても「部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり」と示されたように、部活動にはその実施を義務づける法的根拠がありません。

そして、部活動は放課後や休日に活動するものであることから、顧問となる教員の時間外勤務が発生することが前提となっていますが、部活動の顧問業務は、法令上、時間外勤務を命ずることができない業務です。そのため、部活動は、生徒のためを思う教員の自主的な意思（献身性）で、長い間成り立ってきた制度と言えます。

近年、学校現場に関わらずあらゆる業種において、働き方に関する意識が大きく変化してきました。加えて、学校現場においても、生徒のために部活動顧問を担ってあげたいという思いを持ちながらも、介護や子育て等の理由から顧問を担えない教員も増えてきており、長い間、教員の献身性で成り立ってきた部活動制度の維持が困難になってきました。

生徒の成長にとって非常に重要な役割を果たしてきた部活動ですが、このま

ま何もせず、現行のまま、教員の献身性に依存した学校単位の活動を続けていけば、近い将来、部活動制度自体が崩壊してしまい、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会がなくなってしまうものと考えられます。

そこで箕面市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）において、箕面市の小学校４年生から６年生を対象にしたアンケート結果や中学校教員を対象としたアンケート結果、また、各中学校長へのヒアリングの結果や、国の方針や全国的な動向等を踏まえて今後の部活動のあり方を検討した結果、将来にわたって継続的に生徒の活動機会を確保しつづけていくためには、部活動から地域クラブ活動に転換していくことが必要であると判断しました。

部活動を地域に展開し、地域クラブ活動が、これまで部活動が担ってきた意義等を継承しつつも、生徒がこれまで以上に多種多様な活動の機会に触れ、異学年だけでなく、他の学校の生徒や幅広い年代とも交流できるなど、新たな価値を担う活動へと発展していけるよう、本計画に基づき、みのお地域クラブ活動を推進していきます。

なお、本計画は、みのお地域クラブ活動の進捗状況を見て、必要に応じて改訂を行っていきます。

## 2. みのお地域クラブ活動を推進するにあたっての基本的な考え方

### (1) みのお地域クラブ活動を推進するにあたり大切にしていくこと

市教育委員会では、子ども達へのアンケート結果や令和7年度に実施した教員アンケートの結果等も踏まえ、「みのお地域クラブ活動を推進するにあたり大切にしていくこと」について検討し次のとおりとしました。

#### ■みのお地域クラブ活動を推進するにあたり大切にしていくこと

- ① 専門性のある指導を行うたくさんのみのお地域クラブの中から、生徒が自分の興味関心や技術レベルに応じたみのお地域クラブを選択することができる環境を整備していきます。
- ② 従来の部活動のように学校が運営主体になるのではなく、みのお地域クラブと学校との新たな関係を構築していきます。
- ③ 特定の誰かの献身性だけに頼ることなく、持続可能なみのお地域クラブの活動をめざします。

### (2) みのお地域クラブの位置づけ

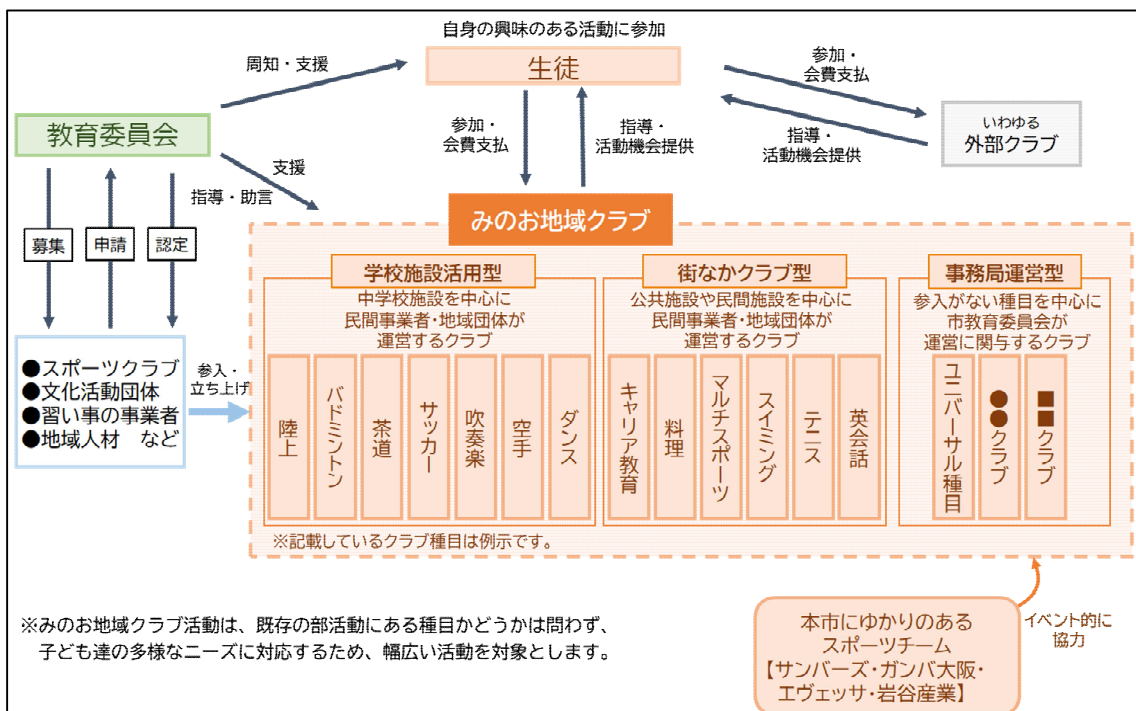
本市では、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月 文部科学省）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、国が定めた認定要件及び認定手続等を基本に、本市の実情も踏まえた認定要件及び認定手続等を定め、市教育委員会が地域クラブ活動の認定を行います。

本市では、市教育委員会が認定した活動を「みのお地域クラブ活動」、みのお地域クラブ活動を実施するクラブを「みのお地域クラブ」と定義します。

## ■みのお地域クラブの位置づけ

- ① みのお地域クラブは、市教育委員会の認定を受けた地域クラブ、または市教育委員会が運営に関わる地域クラブとします。
- ② みのお地域クラブ活動は、運動部・文化部の別、競技人口・活動人口の多寡、活動頻度、中学校施設における活動の有無などは問わず、生徒の多様なニーズに対応するため幅広い活動を対象とします。
- ③ みのお地域クラブ活動は「部活動の代替」ではなく、部活動終了後の生徒の新たな活動機会として「生涯スポーツ」「生涯学習」の機会を提供する学校教育外の活動とします。
- ④ みのお地域クラブ活動は、参加者の安全に配慮しながら、専門の指導者のもと指導を行い、参加者が生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむための基盤を培うことを目的とします。

図1 みのお地域クラブ活動の全体像（イメージ図）



### 【学校施設活用型】

みのお地域クラブの内、中学校施設を中心に活動を行い、自クラブにて運営等を行うクラブです。

### 【街なかクラブ型】

みのお地域クラブの内、自前の施設や公共施設などで活動を行い、自クラブにて運営等を行うクラブです。

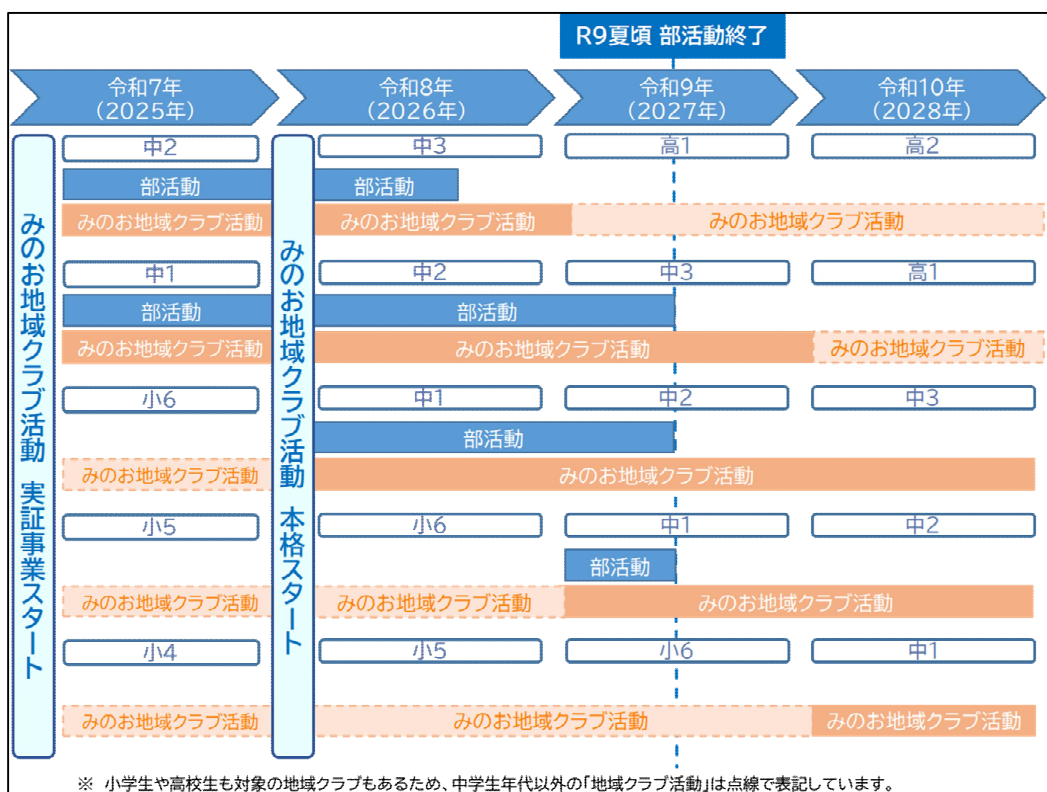
### 【事務局運営型】

「学校施設活用型」や「街なかクラブ型」からの参入がない種目などについて、市教育委員会が運営に関与する地域クラブです。

### (3) みのお地域クラブ活動推進のスケジュール

本市では、令和9年度時点の中学校3年生（小中一貫校9年生）が部活動を引退するタイミングで、全市立中学校の部活動を終了します。

図2 みのお地域クラブ活動推進のスケジュール



### (4) 市教育委員会とみのお地域クラブとの役割分担について

ガイドラインでは、地域クラブ活動を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施する「運営団体」と、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施する

「実施主体」について規定されており、運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟に連携・協力をを行うことが重要であるとされています。

本市では、当面の間、運営団体としての役割を市教育委員会事務局にて担うことを想定しており、次の役割分担のもと、みのお地域クラブ活動の取組を推進していく予定です。

図3 みのお地域クラブ活動における「運営団体」と「実施主体」の役割分担

	主な役割	役割分担
〈運営・管理〉	・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応	運営団体
	・責任主体の明確化	
	・保険加入状況や補償内容の確認	
	・リスク管理等の研修実施	
	・クラブの運営方針、運営計画の策定	実施主体
	・保険支払い・請求手続き	
	・運営人材の確保・育成、運営業務の効率化	
	・収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理	
〈活動実施に向けた準備〉	・競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込・運営従事	運営団体
	・活動場所の確保（中学校施設）	
	・学校との連携・情報共有	実施主体
	・活動場所の確保（中学校施設以外）	
	・活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者）	
	・指導者、移動手段、消耗品等必要物品の確保	
〈活動実施〉	・入会手続、会費徴収	実施主体
	・参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等）	
	・活動中の安全確保の取組	
	・ニーズを踏まえた活動の実施	
	・体験の受入	

### 3. みのお地域クラブ活動の認定要件等

#### (1) みのお地域クラブ活動の認定要件

市教育委員会では、国が定める認定要件を基本に、本市の実情も踏まえた認定要件を以下のとおり定めます。原則として、以下の7つの認定要件におけるすべてのチェックポイントに該当する活動をみのお地域クラブ活動として認定します。

#### 【認定要件】

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

(チェックポイント)

	生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることをめざした活動であること。
	1回の活動あたりの受入可能人数が5人以上の活動であること。
	市教育委員会が定める対象区域内に居住する生徒(中学生)を主な対象とした活動であること。なお、現時点における対象区域は箕面市内とする。
	みのお地域クラブの指導者、運営者及び当該クラブに加入している生徒の保護者等が、競技力強化の目的で、既に他のクラブ(みのお地域クラブ以外のクラブも含む)に所属している選手に対して、自クラブへの入会を促すこと(いわゆる「引き抜き」)や、競技力強化を目的とした対象区域外(箕面市外)からの生徒募集等は行わないこと。
	入会にあたり、技術選抜(いわゆる「セレクション」)は実施せず、生徒の技術能力に関係なく、参加を希望する生徒を広く受け入れること。

	長期にわたり、継続的に活動することを前提としており、少なくともみのお地域クラブとして認定された期間内については活動を継続する意思があること。また、やむを得ない理由により、みのお地域クラブ活動としての認定期間の途中で活動を中止する場合、事前に市教育委員会と協議を行った上で、遅くとも3ヶ月前までに会員及び会員の保護者に通知すること。
--	---

- ※ みのお地域クラブ活動は、中学校の生徒（中学校生徒及び小中一貫校の7～9年生）を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。
- ※ 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。
- ※ 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であることから、技能向上のための個人レッスンや、進学のための学習塾等は、みのお地域クラブの対象としては想定しない。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること  
(チェックポイント)

	生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週あたりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。
	年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。

- ※ 大会参加等で1日の活動時間が基準を超えることも想定される。その場合、別の活動予定日を休暇にするなどで、週あたり11時間程度の範囲内となるよう調整すること。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されて

いること

(チェックポイント)

	国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、競技種目等の特性等に応じて、みのお地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
--	---

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

(チェックポイント)

	みのお地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。
	箕面市が定める研修を受講し、市教育委員会に登録された指導人材が活動に携わること。
	持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること。

※ 活動中に怪我をする可能性が低い活動（文化系種目など）については、市教育委員会の承諾を得た場合に限り、指導人材1名体制での活動を認める。その場合、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図るため、市教育委員会事務局による巡回指導を積極的に受け入れること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

(チェックポイント)

	生徒の発達段階や健康の状態、天候や気温、湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
--	--

	学校施設の利用に際しては、「教育現場における運動や活動時の熱中症予防の対応指針（令和3年3月 箕面市教育委員会）」における「施設開放事業の運用基準」に準拠した施設利用を行うこと。
	みのお地域クラブ、市教育委員会、活動場所の管理主体との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
	保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
	参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

#### ⑥ 適切な運営体制が確保されていること

（チェックポイント）

	みのお地域クラブにおいて、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の目的</li> <li>・ 役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること</li> <li>・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること</li> <li>・ 会員の入退会、参加費等に関すること</li> <li>・ 予算・決算の審議・承認に関すること</li> </ul>
	公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
	大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

※ 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。クラブの実情により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

(チェックポイント)

	みのお地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を市教育委員会事務局を通して中学校と共有すること。
	生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。
	市教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
	活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと。

- ※ みのお地域クラブ活動への入会時に、市教育委員会や生徒の在籍する中学校と必要な情報を共有することについて、あらかじめみのお地域クラブが保護者の同意を得ておくことが必要であることに留意すること。

(2) みのお地域クラブ活動における安心・安全の取組方針

生徒等が安心・安全な活動を継続的に行うために、みのお地域クラブにおいては、上記認定要件に規定する事項のほか、次に掲げる事項を遵守することとします。

- ・ 自クラブの指導者に対して、日本スポーツ協会（JSP0）や各競技協会等が設ける指導者ライセンスの取得や、各自治体の消防本部等が実施する普通救命講習等の受講について促すこと。
- ・ 学校施設を利用する場合で、使用する学校施設（備品も含む）に安全上の不備があった場合、速やかに中学校及び市教育委員会へ報告すること。
- ・ 自クラブの活動に生徒等が参加するにあたり、駐輪場所の遵守をはじめとした活動場所におけるルールや、公共マナーや交通ルール等を生徒等及び指導者が遵守するよう、指導を徹底すること。
- ・ 自クラブの活動に参加するために、生徒等が自転車で移動する場合、生徒等及びその保護者に対して、自転車保険の加入及びヘルメットの着用について促すこと。
- ・ 個人情報の保護に関する法律を遵守するほか、活動によって知り得た情

報を漏洩せず適正に取り扱うこと。

### (3) みのお地域クラブ活動における認定要件の経過措置

特に、「認定要件」の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」については、所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、ガイドラインに基づき、市教育委員会の指導助言を適正に受けることを条件に、令和8年度末までに限り、みのお地域クラブ活動の認定を受けたものとみなすことも可能とします。

### (4) 認定期間

みのお地域クラブ活動の認定期間は3年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））とします。認定における手続きや期間更新の手続き等については、別に定めます。

### (5) 指導助言及び認定取消要件等

市教育委員会は、定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行います。また、みのお地域クラブ活動が以下に該当する場合は、みのお地域クラブに対し、必要な指導助言等を行います。

- \* 「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
- \* みのお地域クラブ活動における安心・安全の取組方針が遵守できていないとき
- \* 法令又は規約等に違反していると認めるとき
- \* 運営が著しく適正を欠くと認めるとき

市教育委員会は、みのお地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消します。

- \* 不正な手段等により認定を受けたとき
- \* 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- \* 地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

なお、みのお地域クラブの認定が取り消された場合、中学校施設の利用等、み

のお地域クラブであることを理由に行われている公的支援については、認定取消と同時に中止します。

## 4. 指導者の登録制度

### (1) 指導者の登録制度

ガイドラインに基づき、市教育委員会が定める研修を受講し、市教育委員会に登録された指導者を「登録指導者」と呼びます。

本計画3-(1)のみのお地域クラブ活動の認定要件の項に示しているとおり、みのお地域クラブの活動に際しては、登録指導者が指導に携わることが必要となります。

なお、指導者の登録要件、登録手続、その他指導者の登録にあたり必要な事項については、ガイドライン別冊資料①における別紙2『認定地域クラブ活動指導者』登録制度』に準拠するものとします。

## 5. 市教育委員会からの情報公開

### (1) 生徒等やその保護者に対する周知

市教育委員会は、生徒等が自身の興味関心に応じたみのお地域クラブ活動を選択することができるよう、生徒等及びその保護者に対して、みのお地域クラブに関する次の情報を公開します。

- ア 地域クラブの名称及び代表者氏名
- イ 活動種目
- ウ 在籍している指導者の数
- エ 対象学年または対象年齢
- オ 定員
- カ 会費・保険料・支払方法等
- キ 主な活動場所
- ク 主な活動時間や活動頻度
- ケ 指導者資格・指導者歴等の情報
- コ 申し込み方法
- サ 体験のルール
- シ 大会/発表会等への参加方針や活動実績
- ス その他必要な情報

### (2) みのお地域クラブの認定取消に関する情報公開

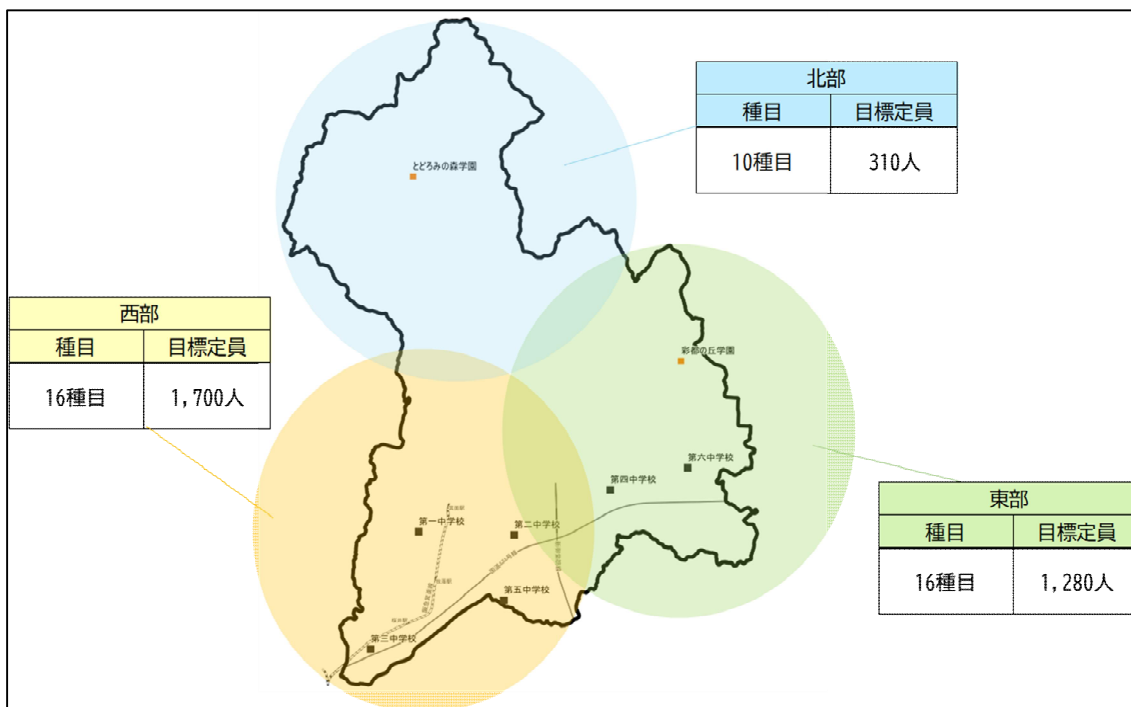
市教育委員会は、本計画 3- (5) に基づきみのお地域クラブの認定を取り消した場合は、取消を行った地域クラブの名称及び取消理由を公開します。

## 6. みのお地域クラブの目標値

### (1) みのお地域クラブの種目数と受入可能人数の目標値

下図のとおり、本市を3つのエリアに分け、それぞれのエリア単位で目標値を設定し、本市における部活動終了までに、目標値の達成をめざします。

図4 みのお地域クラブ確保の目標値



## 7. 参考資料

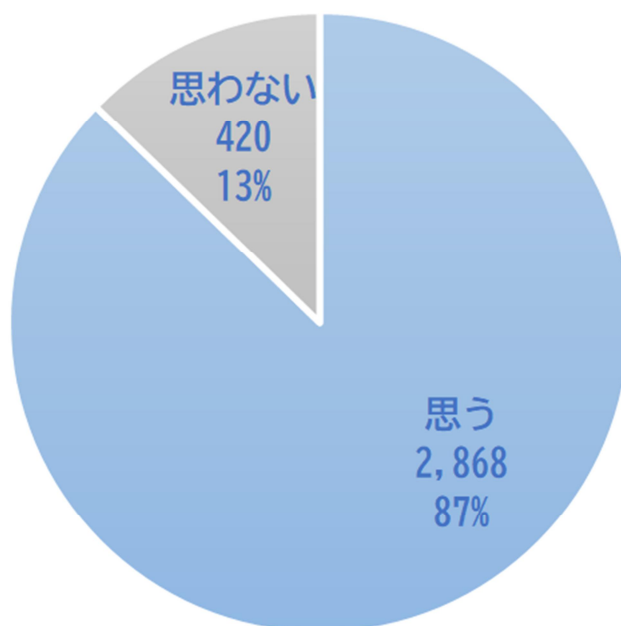
### (1) 部活動関係法令等

<p>学習指導要領（平成29年改訂）</p>	<p>生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。</p>
<p>学習指導要領解説（令和6年12月）</p>	<p>なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること。</p>
<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令</p>	<p>一 教育職員（法第六条第一項に規定する教育職員をいう。次号において同じ。）については、正規の勤務時間（同項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、同条第三項各号に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次号において同じ。）を命じないものとする。</p> <p>二 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。</p> <p>イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務</p> <p>ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務</p> <p>ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務</p> <p>ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務</p>

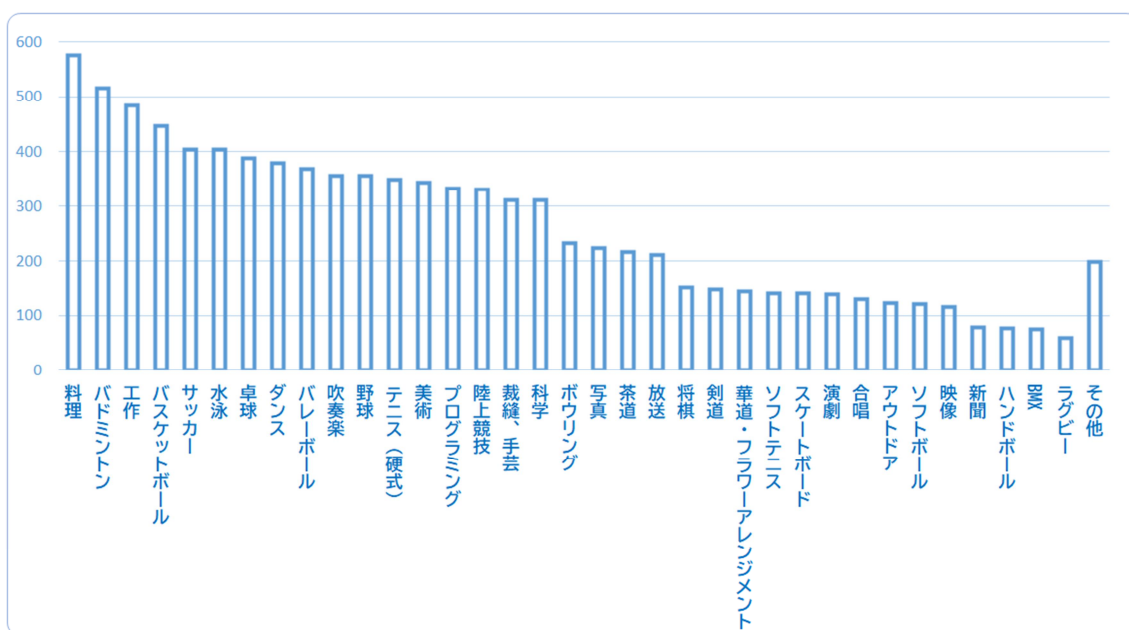
<p>学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 (令和2年9月)</p>	<p>部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられている。</p>
<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(附則)</p>	<p>(政府の措置)          第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等(給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。)の教育職員(第一条の規定(給特法第二条第二項の改正規定に限る。)による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。)について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。          一～五 (略)          六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。          七 (略)</p>

(2) 子ども達の放課後・休日の過ごし方アンケート (R6年度 小学校4~6年生を対象に実施) (n=3,288)

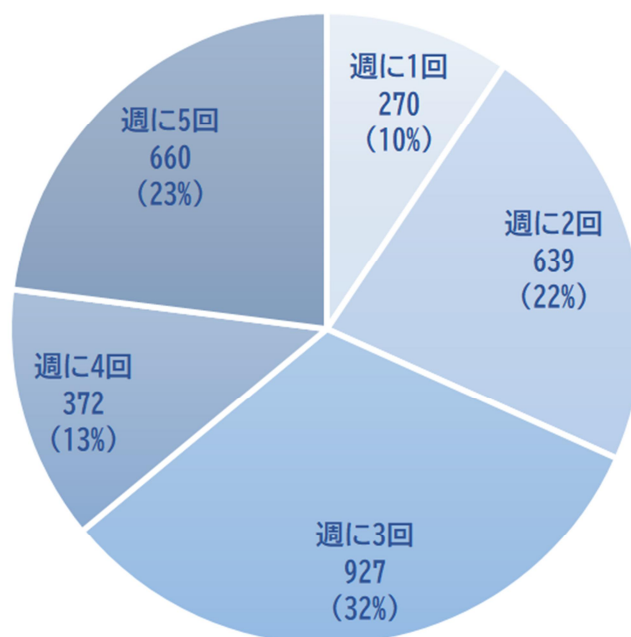
Q. 中学1年生(7年生)になったら、クラブやチーム、スクールなどに入って活動したいと思いますか。



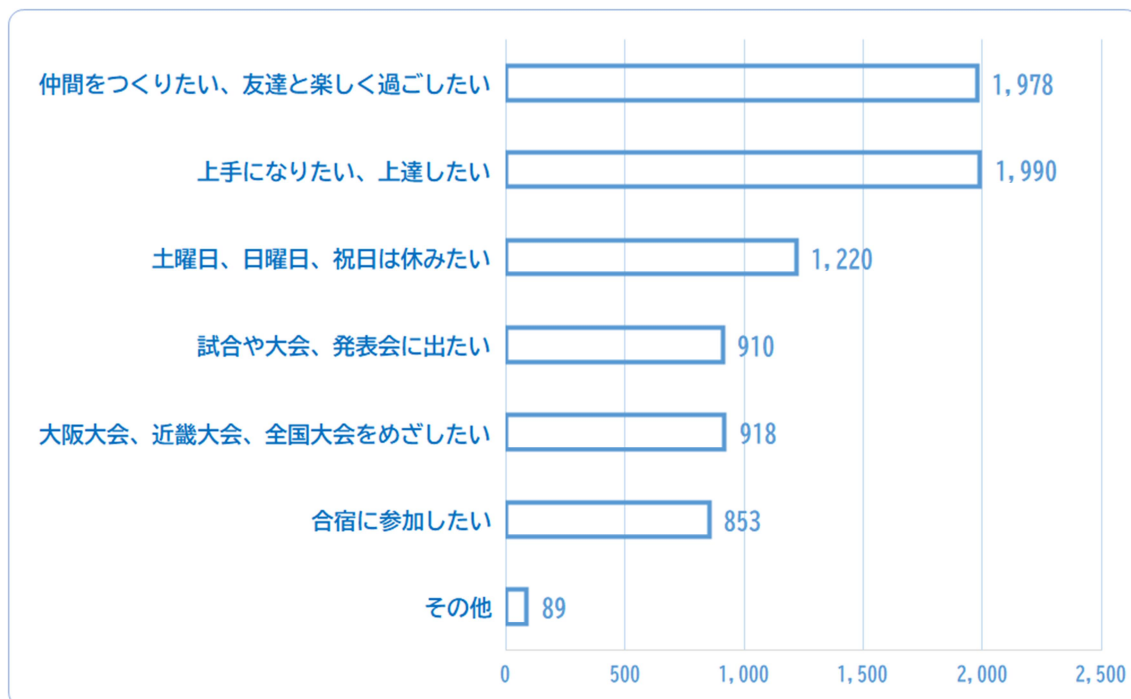
Q. クラブやチーム、スクールなどに入って活動したいと思う活動はありますか。(複数回答可)



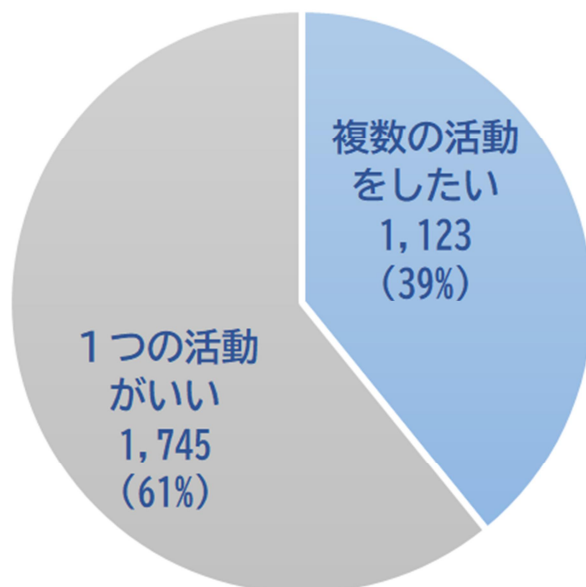
Q. 週に何回（何日）活動したいですか。



Q. どんなふうに活動したいですか。（複数回答可）

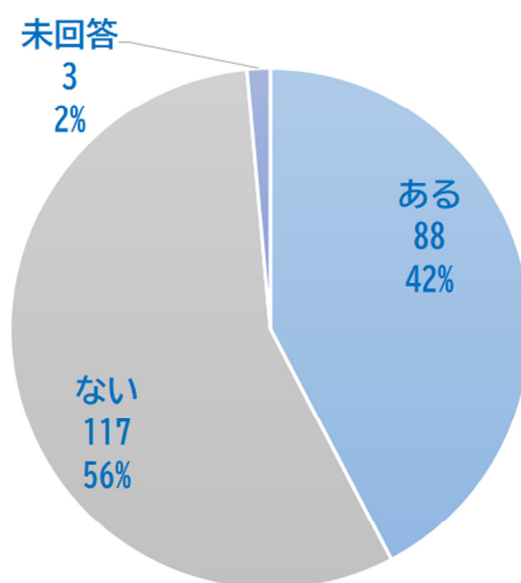


Q. 放課後や休日に、1つだけではなく、2つなど複数の活動がしたいと思いますか。

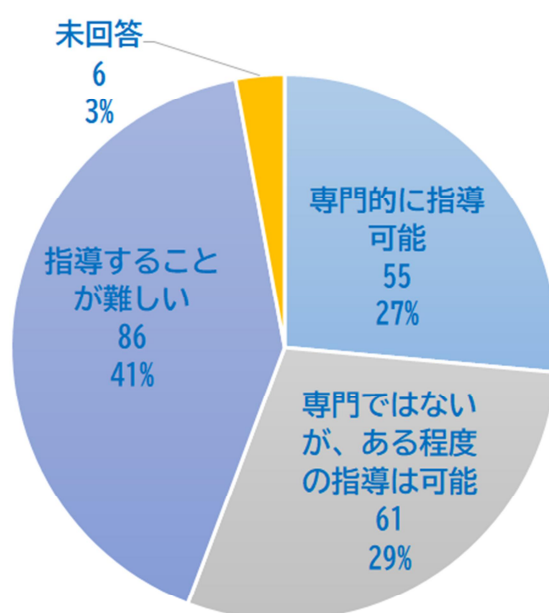


(3) 箕面市教員を対象にしたアンケート（令和7年度の箕面市立中学校教員を対象に実施）（n=208）

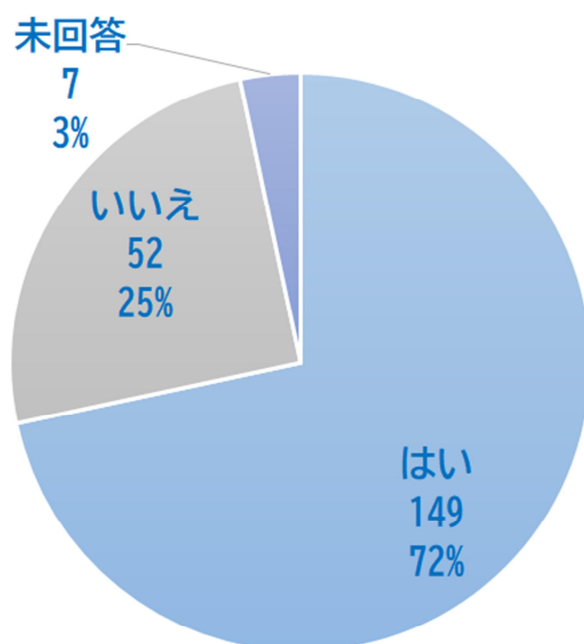
Q. 現在担当している部活動について、実際にプレー（活動）していた経験はありますか。



Q. 現在担当している部活動の指導はどの程度できますか。



Q. 現在の部活動の指導に負担を感じていますか。



Q. 負担の主な要因となっているものを次から選択してください。(複数選択可)

